

## 東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱

(制定) 平成21年12月24日付21環改化第425号  
(改正) 平成22年 3月31日付21環改化第751号  
(改正) 平成30年 4月18日付30環改化第 75号  
(改正) 令和 元年 6月27日付31環改化第297号  
(改正) 令和 3年 3月 9日付 2環改化第780号

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可（以下「業の許可」という。）を受けようとする者（以下「業許可申請予定者」という。）又は法第23条第1項の規定による変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者（以下「変更許可申請予定者」という。）が、汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮するための手続に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）で使用する用語の例による。

### (適用)

第3条 この要綱は、東京都の区域（八王子市及び町田市を除外。以下同じ。）に設置される汚染土壌処理施設に係る業許可申請予定者及び変更許可申請予定者について適用する。

### (生活環境保全計画の提出)

第4条 業許可申請予定者は、当該業の許可の申請を行う前に、汚染土壌（要措置区域等外の土地の土壌であって、施行規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを含む。以下同じ。）の処理に係る汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全に関する計画（以下「生活環境保全計画」という。）を作成し、あらかじめ、知事の確認を受けるものとする。

2 前項の確認の申請は、生活環境保全計画確認申請書（別記第1号様式。以下「確認申請書」という。）に別表第1に掲げる書類及び生活環境保全計画を遵守することを誓約する書面（別記第2号様式。以下「誓約書」という。）を添えて、知事に提出して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、確認申請書には、別表第2に掲げる方法により行った当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果として別表第3に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは東京都環境影響評価条例（昭和55年東

京都条例第96号)に基づく環境影響評価の手続が終了している場合又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施し、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請の手続を行っている場合には、この限りでない。

- 4 知事は、確認申請書の提出があった場合(前項ただし書に規定する場合を除く。)には、遅滞なく、これを公表するとともに、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- 5 前項の規定による公表があったときは、当該汚染土壌処理施設に関し生活環境の保全上利害関係を有する者は、当該公表の日の翌日から起算して30日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見を知事に提出することができる。
- 6 知事は、第4項の規定による意見の聴取をしたとき又は前項の規定による意見の提出があったときは、遅滞なく、その意見を記載した書面を業許可申請予定者に送付するものとする。
- 7 業許可申請予定者は、前項の書面に記載された意見を勘案し検討を行ったときは、生活環境保全計画の内容を修正し、知事に提出することができる。

#### (知事の確認)

- 第5条 知事は、生活環境保全計画の内容が汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮されたものであると認めるときは、生活環境保全計画に関する手続が適正に完了したことを確認するものとする。
- 2 前項の確認には、条件を付することができる。
  - 3 知事は、第1項の確認を行うために必要があると認めるときは、業許可申請予定者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
  - 4 第1項の確認は、生活環境保全計画確認書(別記第3号様式)により行う。
  - 5 知事は、第1項の確認を受けた者(第10条の規定により確認を取り消された者を除く。以下「確認手続完了者」という。)の当該確認に係る確認申請書の内容及び前条第3項に掲げる書面を公表するものとする。

#### (生活環境保全計画の変更)

- 第6条 変更許可申請予定者は、当該変更の許可の申請を行う前に、当該変更の内容を反映した生活環境保全計画(以下「変更後の生活環境保全計画」という。)を作成し、あらかじめ、知事の確認を受けるものとする。
- 2 前項の確認の申請は、変更後の生活環境保全計画の内容を反映した確認申請書(別記第1号様式。以下「変更後の確認申請書」という。)に別表第1に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)及び変更後の生活環境保全計画に係る誓約書(別記第2号様式。以下「変更後の誓約書」という。)を添えて、知事に提出して行うものとする。
  - 3 第4条第3項から第7項まで及び前条の規定は、変更後の確認申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、第4条第3項及び第4項並びに前条第5項中「確認申請書」とあるのは「変更後の確認申請書」と、第4条第3項中「産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請」とあるのは「産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請」と

と、同条第6項及び第7項並びに前条第3項中「業許可申請予定者」とあるのは「変更許可申請予定者」と、同条第1項中「生活環境保全計画」とあるのは「変更後の生活環境保全計画」と、同条第4項中「生活環境保全計画確認書」とあるのは「変更後の生活環境保全計画に係る生活環境保全計画確認書」と読み替えるものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第4条第3項から第7項までの規定は、変更後の当該汚染土壌処理施設による周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度が変更前と同等以下になると知事が認める場合については、適用しない。

#### (施設等の改善)

第7条 知事は、生活環境保全計画（変更後の生活環境保全計画を含む。）の内容が遵守されていないと認めるときは、確認手続完了者（前条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に対し、期限を定めて、汚染土壌処理施設の設置及び維持管理その他の汚染土壌の処理について必要な改善を指示することができる。

#### (処理実績等の報告)

第8条 確認手続完了者は、当該汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理に関し、処理実績等報告書（別記第4号様式）により、3箇月に1回、知事に報告するものとする。

#### (地位の承継)

第9条 法第27条の2、第27条の3又は第27条の4の規定に基づき、確認手続完了者から汚染土壌処理業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）は、被承継者に係る確認手続完了者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により確認手続完了者となった者は、被承継者が第5条第1項（第6条第3項において準用する場合を含む。）に基づき知事の確認を受けた生活環境保全計画を遵守することを誓約する書面（別記第5号様式。以下「地位の承継後の誓約書」という。）を、速やかに知事に提出するものとする。

#### (知事の確認の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の確認を取り消すことができる。

- 一 確認申請書若しくは変更後の確認申請書、誓約書、変更後の誓約書若しくは地位の承継後の誓約書、別表第1に掲げる書類又は第4条第3項（第6条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる書面に虚偽の記載があったとき。
- 二 変更の許可の際に、第6条第3項において準用する第5条第1項の確認を受けなかったとき。
- 三 第7条の規定による知事の指示に従わなかったとき。
- 四 第8条の規定による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第9条第2項の地位の承継に係る手続を行わなかったとき。
- 六 次条の規定による知事への資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 七 第12条の規定による立入り、調査又は質問に応じなかったとき。

八 前各号に定めるもののほか、第5条第2項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

九 汚染土壌の処理に関し、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令又は条例に違反したとき。

（資料の提出）

第11条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、確認手続完了者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第12条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、関係職員に、業許可申請予定者、変更許可申請予定者又は確認手続完了者の同意を得て、汚染土壌処理施設又は汚染土壌処理施設が設置された事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係人に対する質問を行わせることができる。

附 則（平成21年12月24日付21環改化第425号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成21年12月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項の規定により同法の施行前に行われる改正後の法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請がなされた場合においては、施行日前においてもこの要綱の例により、手続等を行う。この場合において、この要綱第1条中「土壌汚染対策法」とあるのは「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壌汚染対策法」とする。

3 前項の規定の施行の際現に東京都の区域において汚染土壌の処理を業として行っている者が業の許可を受けようとするときは、第4条第3項から第7項までの規定は、適用しない。

（東京都汚染土壌浄化施設認定要綱の廃止）

4 東京都汚染土壌浄化施設認定要綱（平成21年8月1日付21環改化第270号）は、廃止する。

附 則（平成30年4月18日付30環改化第75号）

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附 則（令和元年6月27日付31環改化第297号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日付2環改化第780号）

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

別表第1 確認申請書の関係書類

一	汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
二	汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
三	汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
四	汚染土壌の処理工程図
五	汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに排水及び排水に係る用水の系統を説明する書類
六	排水口における排水の水質の測定方法を記載した書類
七	汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類
八	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
九	浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

別表第2 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の方法

一 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準拠し行うこととするが、浄化方法や地域特性に応じて、地域の生活環境の保全に適正に配慮されていることが判断できる、適切で合理的な調査とすること。

二 浄化方法に応じた調査すべき事項の例は、次の表のとおりとする。

(1) 浄化等処理施設

調査項目		洗浄 処理	熱 処理	化学 処理	生物 処理	溶解 処理	不溶化 処理	汚染土壌 運搬車両 の走行
大気質	粉じん	○		○	○		○	
	二酸化硫黄		○			○		
	二酸化窒素		○			○		○
	浮遊粒子状物質		○			○		○
	塩化水素		○			○		
	ダイオキシン類		○			○		
	特定有害物質等		○	○	○	○	○	
騒音	騒音レベル	○	○	○	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○	○	○	○
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	○	○	○	○	○	○	

水質	生物化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	
	化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	
	浮遊物質	○	○	○	○	○	○	
	ダイオキシン類		○			○		
	特定有害物質等	○	○	○	○	○	○	

(2) セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設

調査項目		セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設	汚染土壌運搬車両の走行
大気質	粉じん		○	○	
	二酸化硫黄	○			
	二酸化窒素	○			○
	浮遊粒子状物質	○			○
	塩化水素	○			
	ダイオキシン類	○			
	特定有害物質等	○			
騒音	騒音レベル	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	○	○	○	
水質	生物化学的酸素要求量	○	○	○	
	化学的酸素要求量	○	○	○	
	浮遊物質	○	○	○	
	ダイオキシン類	○			
	特定有害物質等	○	○	○	
地下水	地下水の流れ		○		

別表第3 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に記載すべきもの

- 一 設置しようとする汚染土壌処理施設の種類及び規模並びに浄化する特定有害物質の種類を勘案し、当該汚染土壌処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭又は水質等に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「生活環境影響調査項目」という。）
- 二 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- 三 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- 四 当該汚染土壌処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- 五 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- 六 大気質、騒音、振動、悪臭又は水質等のうち、これらに係る事項を生活環境影響

調査項目に含めなかったもの及びその理由

七 その他当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項